

空き家バンク登録フローチャート



令和6年度版

スタート

物件所在地は安芸太田町内ですか？

NO

町外物件は登録できません。



YES

住居可能な状態ですか？

NO

住居可能な物件のみ登録できます。
大規模な修繕や、草木の繁茂など、条件が合わない物件等は登録できません。
※不動産業者の査定等により、物件が利用可能の場合登録できます。
(不動産業者との媒介契約をお願いします。)



YES

所有権は申請者本人ですか？
宅地・建物の登記は確認しましたか？

NO

登録申請者は原則空き家の所有者です。
所有権が親族や共有の場合、代表者が申請してください。
相続登記が出来ていない事や、登記自体ない(未登記)の場合が多々あります。売買においては、買い手への所有権移転が必要になるので、登記を確認し、専門家へご相談ください。(宅地・建物)



代表者決定・登記手続きについて承知

YES

兄弟、親戚関係者の同意は得られていますか？

NO

関係者に相談なく登録したため、トラブルになったケースがあります。
所有権を共有する親族に、空き家バンク登録の旨をしっかりと相談し、同意を得ておいてください。
ご近所にも一声かけると安心です。



相談し、同意を得た

YES

室内に荷物等は残っていますか？

YES

室内が散らかっていたり、仏壇や家財が残っていると、内見や紹介が決まりにくい傾向があります。
契約後に処分にかかる時間が長くなり、迷惑となる場合もあるため、事前に処分や段取り(一か所にまとめる等)をしておいてください。



処分について、準備完了

NO

登録する土地すべて(宅地付帯物件)の場所の説明はできますか？

NO

登録する付帯物件(田・畑・山林・原野・雑種地等)の場所を説明できるように、事前にご確認ください。
※農地法もご確認ください。



土地の説明の準備完了

YES

空き家バンク登録が可能です。

※登録希望の方は申請書・同意書を提出ください(郵送、メール可能)

仲介を依頼する不動産業者にも、空き家バンクへ登録することをお伝えください。